一九二　漁業養殖研究開発強化計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一五　四
一九三　ククム幹線道路改善計画のための贈与に関する日本国政府とソロモン諸島政府との間の書簡の交換に関する件　一五　四
一九四　クック諸島政府に対する贈与に関する日本国政府とクック諸島政府との間の書簡の交換に関する件　一五　四
一九五　人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件　一五　四
一九六　カンボット上水道拡張計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件　一五　四
一九七　航空業務に関する日本国政府とスリ・ランカ民主社会主義共和国政府との間の協定の改正に関する書簡の交換に関する件　一五　四
一九八　紛失の届出により失効した旅券の告示　一六　一
一九九　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件　一九　一〇
二〇〇　国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるコートジボワールにおける和平等に対する脅威を構成する者等を指定する件の一部を改正する件　一九　一〇
二〇一　国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるスーダンにおけるダルフール和平阻害関与者等を指定する件の一部を改正する件　一九　一二
二〇二　ワーキング・ホリデー制度の一部修正に関する日本国政府とアイルランド政府との間の口上書の交換に関する件　二二　三
二〇三　ワーキング・ホリデーのための制度に関する日本国政府とポルトガル共和国政府との間の協力覚書に関する件　二二　三
二〇四　円借款の供与に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二二　四
二〇五　国内輸送船用埠頭改善計画のための贈与に関する日本国政府とトンガ王国政府との間の書簡の交換に関する件　二三　三
二〇六　万国郵便連合の関係諸文書のカナダによる批准等に関する件　二三　三
二〇七　水産関連機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とアンティグア・バーブーダ政府との間の書簡の交換に関する件　二四　二
二〇八　アンティグア・バーブーダ政府に対する贈与に関する日本国政府とアンティグア・バーブーダ政府との間の書簡の交換に関する件　二四　二
二〇九　水産関連機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とドミニカ国政府との間の書簡の交換に関する件　二五　一
二一〇　水産関連機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とセントクリストファー・ネーヴィス政府との間の書簡の交換に関する件　二五　二
二一一　円借款の供与に関する日本国政府とチュニジア共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二九　四
二一二　ワーキング・ホリデー制度に関する日本国政府とポーランド共和国政府との間の協定の署名に関する件　二九　四
二一三　国際海事機関条約のパラオ共和国及びザンビア共和国による受諾に関する件　二九　五
二一四　貝類養殖技術研究センター建設計画のための贈与に関する日本国政府とモロッコ王国政府との間の書簡の交換に関する件　二九　五
二一五　エクアドル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とエクアドル共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二九　五
二一六　第二次チンボラソ県医療施設・機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とエクアドル共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二九　五
二一七　国際ラテンアメリカ情報高等研究センター地上デジタル放送研修機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とエクアドル共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二九　五
二一八　千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則の修正に関する件　三〇　三

○財務省

一九二―一九六　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一二六　四
一九七　国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示　一二六　四
一九八　国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　一二六　四
一九九　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一二六　四
二〇〇　第十回特別弔慰金国庫債券の様式の要項を定める件　一二六　四
二〇一―二〇八　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　一二七　五
二〇九―二一〇　国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　一二九　九
二一一―二一三　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　一二九　九
二一四　財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件　一二九　一〇